

小牧市予算決算会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月7日

小牧市長 山下 史守朗

小牧市規則第7号

## 小牧市予算決算会計規則の一部を改正する規則

小牧市予算決算会計規則（昭和39年小牧市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第173条の3」を「第173条の6」に改める。

第34条第1項第4号中「第165条の7」を「第165条の6」に改める。

第59条第1項中「令第158条第1項若しくは第158条の2第1項、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第114条又は介護保険法（平成9年法律第123号）第144条の2」を「法第243条の2第1項」に、「歳入」を「公金」に、「収納の」を「収納に関する」に改め、同条第2項中「徴収又は収納の事務の委託を受けた者（以下「収納受託者」という。）」を「指定公金事務取扱者（前項の規定による委託を受けた者をいう。）」に、「収納に」を「歳入等の収納に」に改め、同項第1号中「又は」の次に「歳入等の」を加え、同項第2号中「収納した現金等」を「徴収した歳入又は収納した歳入等」に改め、「即日又は」及び「現金払込書により」を削り、同項第3号を削り、同項第4号中「現金等を収納したとき、及び」を削り、「現金を」を「現金等を」に改め、同号を同項第3号とする。

第60条及び第61条を次のように改める。

第60条及び第61条 削除

第96条の見出しを「（支出の委託）」に改め、同条第1項中「令第165条の3第1項の規定に基づき、」を「法第243条の2第1項の規定により」に、「支出の」を「公金の支出に関する」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「委託を受けた者」を「指定公金事務取扱者（前項の規定による委託を受けた者をいう。）」に改め、同項を同条第2項とする。

### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。